

村上高等学校生徒会会則

前 文

本会は我々の高校生活を有意義に送ろうとする意志に基づいて組織される。よって本会会員は、以下に定められた権利を保障されるとともに、義務を遵守しなければならない。その上で本会は、会員各々の意思が反映されるように、会則を定め、運営されるものとする。そして、会員自身がこの会則を活かして、創造性を育て、能動的に行動することを切に願う。

第1章 総 則

- 第1条 本会は新潟県立村上高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本校の生徒全員を以て構成し、職員を顧問とする。
- 第3条 会員は全て平等であるとともに、選挙権、被選挙権を含めた本会則に定められている全ての権利を有する。
- 第4条 本校の生徒は全て会員としての義務を負い、会費及び入会金を納める義務を負う。
- 第5条 本会は校内自治活動に関してこれを審議実行する権限を有する。
- 第6条 本会は前文に述べられた目的を達成するために次の機関を置く。
1. 総 会
 2. 総 務
 3. 評議委員会（総会議長団、会計監査委員会、選挙管理委員会の業務を兼任する）
 4. 風紀委員会
 5. 応援団
 6. 部（運動部、文化部）

第2章 総 会

- 第7条 生徒総会は生徒全員を以て構成する。
- 第8条 ①総会は前期に1回開き、これを定例とする。
②臨時生徒総会は次の場合に開かれる。
1. 会長の要請があった場合
 2. 評議委員会の要請があった場合
 3. 会員の10分の1以上の要求があった場合
- 第9条 総会は本会における最高の決議機関であり、次の事項を決議する。
1. 生徒会予算案
 2. 会則改正案
 3. 部の新設・解散
 4. 会長、副会長、会計長、書記長（生徒会四役）の辞任、解任
 5. 第8条②項に該当する事項
 6. その他重要な事項
- 第10条 ①生徒総会の議長は総会議長団（議長1名、副議長1名）が行う。
②議決方法は議長団一任とする。
③議長団の選出方法は第22条②項でこれを定める。

第3章 総務

- 第11条 総務は下記役員を以て構成する。
会長（1名）、副会長（2名）、会計長（1名）、書記長（1名）、総務部員（若干名）
- 第12条 総務は次の任務を行う。
1. 生徒会予算案原案の作成
 2. 会計管理
 - イ 総務及び各部の帳簿の管理
 - ロ 会計に関する書類を3年間保管
 - ハ 決算書の作成と報告
 - ニ 会員の要求による保管書類の随時公開
 3. 記 録
 - イ 各会議の記録
 - ロ 会議の記録を3年間保管
 - ハ 会員の要求による保管書類の随時公開
 4. 評議委員会に提出する原案の作成

5. 本会主催行事の運営
6. その他、前文に述べられた目的を達するための活動

第13条 総務各役員の任務及び権限

1. 会長は本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務及び権限を代行する。
3. 会計長・書記長は、会長・副会長を助けて総務を運営するとともに、会計長は第12条第2項の任務を、書記長は第12条第3項の任務を行う。

第14条 総務不在の場合、全ての生徒会活動は、評議委員会に一任される。

第4章 HR活動

第15条 HRは本会の意志を決定する基本単位である。

第16条 HRを通じて本会を活発化することにより、集団生活を実践し、自主的活動を行う。

第17条 各HRは生徒会役員を選出する。

第18条 HRの活動は担任の助言を受ける。

第5章 委員会

第1節 評議委員会

第19条 ①評議委員会は各HRより2名ずつ選ばれた評議委員を以て構成する。

②評議委員会には委員の互選による評議委員長（1名）、副評議委員長（1名）を置く。

第20条 評議委員会は必要に応じて評議委員長または生徒会長が招集する。

第21条 評議委員会は総会に次ぐ決議機関であり、次の事項を審議・決議する。

1. 予算案原案
2. 会則改正案原案
3. 部の新設・解散の原案
4. 総務の要求事項
5. その他重要な事項

第22条 ①評議委員はHRの意志を評議委員会に伝え、審議内容をHRに伝える義務がある。
また、校内自治活動に関しての基本単位であるHRをまとめていかなければならない。

②総会議長団の議長は評議委員長が、副議長は副評議委員長が務める。

第23条 評議委員会内に常任委員会として次の2つを置く。

1. 会計監査委員会
2. 選挙管理委員会

第24条 ①会計監査委員会は、評議委員会内で互選された会計監査委員（4名）を以て構成する。

②会計監査委員会には、委員の互選により会計監査委員長（1名）と副会計監査委員長（1名）を置く。

第25条 ①会計監査委員会は前期・後期の終わりに各1回ずつ本会会計の監査を行う。

②その年度の決算の監査結果を次年度初めの総会に報告する。

③本会会計の監査において不審な点があった場合は、評議委員会において審議する。

第26条 会員の10名以上の監査要求があった場合、会計監査委員長の受理により、会計監査委員会は臨時監査を行う。

第27条 ①選挙管理委員会は、評議委員会内で互選された選挙監理委員（8名）を以て構成する。

②選挙管理委員会には、委員の互選による選挙管理委員長（1名）と副選挙管理委員長（1名）を置く。

第28条 ①選挙に関する一切の事務手続きの権限を選挙管理委員会に委嘱する。

②会長、副会長、書記長、会計長の四役を全校投票によって選出する。

第2節 風紀委員会

第29条 ①風紀委員会は各HRより2名ずつ選出された風紀委員を以て構成する。

②風紀委員会には、委員の互選による風紀委員長（1名）と副風紀委員長（2名）を置く。

第30条 風紀委員会は必要に応じて風紀委員長または生徒会長が招集する。

第31条 風紀委員会は次の任務を行う。

1. 校内風紀の秩序の維持
2. 各種行事の際の校内巡視

第32条 風紀委員はHRの意志を風紀委員会に伝え、審議内容をHRに伝える義務がある。

第3節 生徒会誌編集委員会

第33条 削除

第34条 削除

第6章 応援団

第35条 ①応援団は全会員を以て構成する。

②必要に応じて、生徒会総務が中心になって応援団を編成し、活動する。

第7章 部及び同好会

第36条 部（同好会）は正・副部長及び部員を以て構成する。

第37条 ①部は共通の目的を持った者が協力かつ努力する場でなければならない。

②各部は自主的にその活動を行って部員の技能や特性を伸ばし、あわせて全会員のために学芸、スポーツの普及向上に奉仕するものとする。

第38条 部、同好会の設立、解散

『第38条は、令和7年度より暫くの間、別に定める規定に沿って運用する。』

第8章 任期・辞任・解任等

第39条 ①総務各役員の任期

7月1日～6月30日

②評議委員、風紀委員の任期

4月1日～3月31日

第40条 兼任及び再任

①役員は原則として兼任できない。

②役員の再任はこれを妨げない。

第41条 辞任

①会長が辞意ある時は副会長に辞表を提出する。会長は評議委員会において辞任理由を明らかにし、総会を招集して辞表の受理または却下を決定する。受理決定には出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

②副会長、会計長、書記長が辞意ある時は会長に辞表を提出する。その後の手続きは会長の場合に準ずる。

第42条 解任

生徒会四役の解任は、全会員の4分の1以上の署名が選挙管理委員会に提出された場合に審議する。提案者は評議委員会で解任理由を説明し、総会で解任か否かを決定する。解任決定には出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

第43条 後任

生徒会四役の辞任または解任が成立した場合はできるだけ速やかに後任を決めなければならない。

第9章 会議

第44条 ①全ての会議は構成員の3分の2以上の出席を以て開かれる。

②3学期の3年生が登校していない時期に開かれる各会議の構成員は、1・2年生だけとする。

第45条 決議は、会則に規定されている特別なものを除き、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長に一任する。

第46条 各会議の構成委員が会議に欠席する場合は、その代理者を出さなければならない。

第10章 会計

第47条 会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第48条 本会の経費は下記の収入による。

1. 生徒会費
2. 入会金
3. 寄付金

4. 奉仕活動や本会を代表して行う校外活動での収入

- 第49条 会員は生徒会費を納め、新会員はその他に入会金を納める義務を負う。生徒会費及び入会金の額は総会で決定される。
- 第50条 本会会計は定例の会計監査を年2回受ける。

第11章 表彰

- 第51条 生徒会は本会主催の各種大会において優秀な成績を収めた個人及び団体を表彰する。

第12章 改正

- 第52条 本会会則改正案は総務で作成され、評議委員会の承認を得て、総会の3分の2以上で決議される。

第13章 保留権

- 第53条 学校長は会員の会則に定められた権限の行使の保留権を有する。

第14章 細則

- 第54条 ①各会の運営上の細則は、各会が原案を作成し評議委員会の議決により効力を発する。
②細則の改廃は、各会が原案を作成し、評議委員会の承認を受ける。

(附則) 本会則は昭和42年12月1日より施行する。

昭和49年12月1日改正。

昭和49年12月1日より施行する。

平成13年1月31日改正。

平成13年4月1日より施行する。

平成14年4月26日改正。

平成14年5月1日より施行する。

平成18年2月17日改正。

平成18年4月17日より施行する。

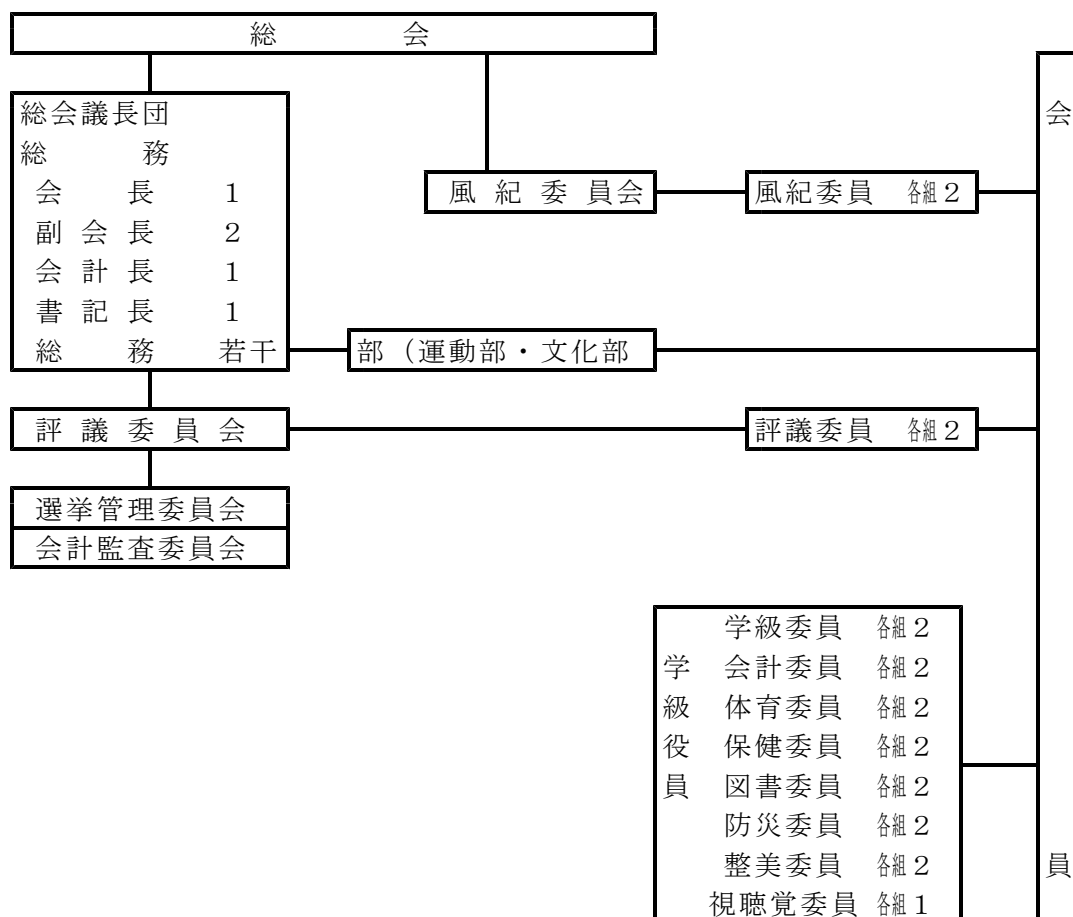
平成21年2月25日改正。

平成21年2月25日より施行する。

令和8年4月1日改正。

令和8年4月1日より施行する。

1-② 生徒会機構図及び役員名



1-③ クラブ名称等

野 球	理 科
バスケットボール	茶 道
バレーボール	華 道
卓 球	吹奏楽
ソフトテニス	書 道
バトミントン	漫画研究
サッカー	美 術
剣 道	
弓 道	
陸上競技	
ダンス	
ラグビー	

2-① 生徒会遠征規定

○ 対象となる県内大会

- (1) 高体連 (高野連) 主催… 春季地区大会・県総合体育大会・秋季地区大会
- (2) 高体連 (高野連) 主催… 県選抜大会 (県予選会) および B S N 杯・NHK 杯の 1 回分
- (3) 高文連主催… 県高等学校総合文化祭

* 上記の大会規定により登録が認められた選手・マネージャーが対象。それ以外の部員の参加については、顧問および学級担任の承認を受けた生徒に限られるが、遠征費は支給しない。

* 上記以外は、必用に応じて、生徒会顧問・該当顧問 (以下、関係者とする) で協議する。

- 交通費（鉄道、バス、船）
 - ① 対象となる上記の大会を請求対象とする。
 - ② バスについては、他に交通機関がなく、当日運転される路線がある場合に限る。
 - ③ 特急料金の加算については、これを利用することにより宿泊をしないで済む場合、または村上着の最終列車に間に合わない場合に限る。
 - ④ 宿泊を伴う場合は、交通費は行き帰りの1往復の片道分7割で請求すること。
 - ⑤ 複数日による日帰りの場合は、往復回数分の請求としてよい。
- 宿泊費
 - ① 大会日程や初日の開始時間の都合で、前泊利用が相当と認められる場合とする。
 - ② 上記に加え、新潟市以遠（新潟市を除く）の大会を請求対象とする。ただし、特別の場合は該当顧問からの申請により、関係者で協議し決定する。
- 支給基準（請求時には、旅費検索サイト等で示される根拠書類を添付すること。）
 - 運賃 ……旅費検索サイト等で産出された片道の普通旅客運賃（切符）の7割額。
 - 特急料金 …自由席特急料金の7割額。
 - 路線バス …片道運賃の7割額。
 - 宿泊 ……高体連規定宿泊料金（1泊2日）の3割額
- その他
 - 請求は精算払いが望ましいが、前途支給も可とする。

2-② クラブ活動振興基金について

- 1、名称：クラブ活動振興基金とする。
- 2、目的：県予選大会等を経た上位大会参加者（北信越程度以上のレベル）への交通・宿泊費等の補助をする。また、部活動に必要な部費では賄えない高額な用具・器具の購入や振興のために役立てる。
- 3、支出規定：
 - ① 高体連主催の県大会を経た北信越大会、全国大会等上位大会へ出場する場合、遠征費を支給する（交通費7割、宿泊費7割、参加料全額）。
 - ② 高体連主催以外でこれまでに補助実績がない大会等については関係者で協議して支出できるものとする。補助については①に準ずる。
 - ③ 野球部、文化部、同好会等については関係者で協議をして支出できるものとする。補助については①に準ずる。
 - ④ 急に必要となった高額な用具や部費では賄えない高額な用具等及び共同で使う用具の購入についても関係者で協議して支出できるものとする。年末に購入希望調査を行い、生徒指導部で調整し年度内に購入する。
 - ⑤ その他の支出についても関係者で協議してできるものとする。

備考：②～⑤については職員会議または朝会で報告承認を得るものとする。

- 4、基金の補充： 毎年度、以下の①・②・③によって基金を補充し、必要ある場合には募金に取り組むものとする。
 - ① 後援会からの助成金
 - ② 奨学会補助金
 - ③ 生徒会遠征費が黒字で残額がある場合、その残金の一部

1990（平成 2）年4月1日

1999（平成11）年4月1日改正

2022（令和4年）4月1日改正

2026（令和8年）4月1日改正